

令和元年度 別府市福祉保健部 事業一覧

課名	ページ番号
福祉政策課	1
ひと・暮らし支援課	2
障害福祉課	3～6
子育て支援課	7～9
高齢者福祉課	10～12
健康づくり推進課	13

令和元年度 福祉政策課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
1	別府版「生涯活躍のまち」形成事業	—	598	0	598			○		—	地域住民が多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指した別府版「生涯活躍のまち」の形成に努めるとともに、別府の暮らしの魅力を発信し、新たな誇りを創生する。
2	民生委員・児童委員活動助成事業	要綱	33,799	33,419	380		○	○		—	常に地域住民の生活状況を把握し、保護を要する者に適切な助言、支援を行い、また社会福祉施設と連携して、福祉事務所等の業務への協力とその機能を助ける職務を行う民生委員・児童委員の活動を助成する。
3	別府市社会福祉協議会補助事業	規則	15,576	15,576	0			○		—	地域の社会福祉活動の中核となる社会福祉協議会の組織強化及び活動の活性化を図るとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的に、別府市社会福祉協議会に対し補助する。
4	別府市北部コミュニティセンター運営費補助事業	規則	12,130	12,130	0			○		—	地域のコミュニティ意識の高揚と啓発を図り、福祉等サービス拠点としての機能と地域福祉の増進に寄与することを目的に、別府市北部コミュニティセンターの運営費を補助する。
5	社会を明るくする運動	—	407	0	407			○		—	法務省主唱のすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である社会を明るくする運動を、保護司会、更生保護女性会、地区社協等が中心となって毎年7月の強調月間に実施する。
6	別府保護区保護司会補助事業	—	95	95	0			○		—	社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを目的に、別府保護区保護司会に対し補助する。
7	九州地方更生保護女性大会開催補助事業	—	100	100	0			○		—	大分県で開催される九州地方更生保護女性大会に対し補助する。
8	国民生活基礎調査	法律	189	0	189	○				—	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とした国民生活基礎調査を行う。
9	野口墓地・平道納骨堂維持管理事務	—	123	0	123			○		—	野口墓地及び平道納骨堂の維持管理を行う。
10	戦没者追悼式	—	596	0	596			○		—	現在享受している平和と繁栄が、戦禍のなかで散華された方の尊い犠牲のうえに成り立っているという事実を決して忘れることなく、再びこのような悲劇を繰り返すことのないよう、世界恒久の平和を願い、戦没者追悼式を開催する。
11	大分県原爆被害者団体協議会補助事業	—	63	63	0			○		—	核兵器廃絶、被爆体験の伝承等を目的とする大分県原爆被害者団体協議会に対し補助する。
12	恩給援護事務	法律	281	0	281	○		○		—	戦傷病者・戦没者及び戦傷病者・戦没者の遺族に対する援助事務に係る事務費
13	行旅病人・行旅死亡人事務	法律	2,621	2,580	41		○	○		—	身寄りを持たない又は身分を証明するものを持たない行旅人に対し、病気をした場合は治療費等を支給し、死亡した場合は葬祭費・埋葬費等を支給する。
14	別府市社会福祉会館管理運営事業	条例	15,327	15,327	0			○		—	福祉関係者並びに市民の福祉の増進及び教養、文化活動の場である別府市社会福祉会館の管理運営を指定管理者に行わせる。
15	社会福祉法人監査事務	法律	135	0	135			○		—	別府市長が所轄庁となる社会福祉法人に監査を行う。
16	災害被災者見舞金等支給事業	要綱	2,896	1,501	1,395		○	○		—	災害被災者に対する見舞金、住宅再建支援金等を支給する。
計			84,936	80,791	4,145						

令和元年度 ひと・くらし支援課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
1	生活困窮者自立支援事業	法律	18,150	1,152	16,998	○		○		—	生活困窮者に対し、自立相談支援の実施・住居確保給付金の給付その他の支援を行うことにより、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。
2	生活保護事務	—	8,296	0	8,296			○		—	生活保護制度を実施・運営するための事務
3	生活保護適正化実施推進事業	法律	32,248	0	32,248	○		○		—	生活保護事業を適正に実施するために、医療費の適正化・被保護者の就労支援・警察との連携による適正実施・事務の効率化等を行う。
4	生活保護事業	法律	6,950,379	0	6,950,379	○	○	○		○	生活保護法に基づく各種扶助を行い、憲法25条に規定する最低限の生活を保障する。
計			7,009,073	1,152	7,007,921						

令和元年度 障害福祉課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
1	障害者福祉事務管理事業	—	26,585	0	26,585		○	○		—	障害福祉一般事務経費
2	聴覚障害者用ファクシミリ貸与事業	要綱	122	122	0			○		—	在宅ろうあ者用特殊電話装置(FAX+フラッシュベル)の設置及び利用経費の一部助成
3	重度心身障害者医療費助成事業	条例	326,319	320,191	6,128		○	○		—	重度心身障がい者(身体1・2級、療育A、精神1級、身体3級かつ療育3級)が医療機関で月額1,000円以上の自己負担額の医療費を支給
4	障害者福祉手当等支給事業	条例	66,043	65,434	609			○		○	3障がい者に対して福祉手当・福祉タクシー手当を支給 重度身体障がい者ヘリフト付タクシー料金の一部助成
5	特別障害者手当等支給事業	法律	75,760	75,760	0	○		○		○	著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者への手当の支給
6	各種団体補助金(運営・開催・整備)	要綱	6,073	0	6,073			○		—	公益上必要があると認められる事務又は事業に対する補助金
7	難聴児補聴器購入費等助成金	要綱	100	100	0		○	○		—	難聴児に対する補聴器購入費等の助成
8	家具転倒防止器具取付事業	要綱	8	8	0			○		—	重度心身障がい者世帯にあるタンス、食器棚及び照明器具のうち3個以内の家具に家具転倒防止器具を取付け、災害等から生命及び財産を守る。
9	住宅整備事業	要綱	1,000	1,000	0		○	○		—	障がい者の快適な生活環境を確保するため、在宅設備等の改造に要する費用の2/3を補助(上限額:600千円)
10	重度障害者緊急通報システム運営・設置事業	要綱	767	767	0			○		—	家庭内で急病や災害等突発的な事態が発生したときに、ひとり暮らし等の重度身体障がい者自らが簡単な操作をして警備センターに通報することにより、24時間体制の安全を図る。
11	身体障害者センター管理運営事業	条例	7,857	0	7,857			○	○	—	別府市身体障害者福祉センターの管理及び運営
12	地域生活支援事業事務	法律	5,362	0	5,362			○		—	No.13~No.32間での事業を行うための事務費等
13	障害者相談支援事業	法律	27,000	27,000	0	○	○	○		—	障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がい者等からの相談に応じ地域自立支援協議会を設置して関係責課の連携強化を行う。
14	移動支援事業	法律	39,092	39,092	0	○	○	○		—	外出時に支援が必要と認められた3障がい者・児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加促進を行う。
15	訪問入浴サービス事業	法律	3,780	3,780	0	○	○	○		—	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図る。
16	生活訓練事業	法律	350	350	0	○	○	○		—	障がい者等に対し、日常生活に必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰の促進を図る。
17	知的障害者療育訓練事業	法律	810	810	0	○	○	○		—	日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、公園の除草及び園路清掃を行う。
18	精神障害者支援事業	法律	225	225	0	○	○	○		—	日常生活に必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の資質向上を図り、社会復帰を促進することを目的として、道路清掃等を行う。
19	福祉機器リサイクル事業	要綱	1,208	1,208	0	○	○	○		—	身体障がい者に対し、リサイクルされた福祉機器を貸し出すことにより、便宜の供与を図り福祉の増進を図る。

令和元年度 障害福祉課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
20	日中一時支援事業	法律	24,367	24,367	0	○	○	○		—	障がい者の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する。
21	スポーツ指導事業	要綱	470	470	0	○	○	○		—	身体障がい者の積極的な社会参加を図るため、ポッチャ・水泳教室を行う。
22	芸術・文化講座開催事業	要綱	800	800	0	○	○	○		—	精神障がい者の積極的な社会参加を図るため、絵画・陶芸等教室を行う。
23	点字広報発行等事業	要綱	401	401	0	○	○	○		—	視覚障がい者への援護、育成、情報伝達を行うため、市報の点字印刷を行う。
24	手話通訳講師等事業	要綱	1,785	1,785	0	○	○	○		—	聴覚障がい者等に対し、必要に応じて手話通訳者又は要約筆記者を派遣し円滑な意思疎通を支援し福祉の向上を図る。
25	点字ごみ収集カレンダー発行等事業	要綱	53	53	0	○	○	○		—	視覚障がい者への援護、育成、情報伝達を行うため、ごみ収集カレンダーの点字印刷を行う。
26	地域生活支援拠点コーディネーター設置事業	法律	10,800	10,800	0	○	○	○		—	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援し、その生活を支援するための夜間や休日も含めた、サービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置
27	地域活動支援センター機能強化事業	法律	16,650	16,650	0	○	○	○		—	障がい者に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う。
28	福祉ホーム事業	法律	7,213	7,213	0	○	○	○		—	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する。
29	日常生活用具給付事業	法律	49,628	49,628	0	○	○	○		—	重度の3障がい者・児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付する。
30	自動車操作訓練事業	法律	200	200	0	○	○	○		—	身体障がい者の就労等の社会参加を促進するため、自動車運転免許証の取得に要する費用の一部を助成
31	自動車改造事業	法律	1,800	1,800	0	○	○	○		○	身体障がい者の就労等の社会参加を促進するため、自動車の改造に要する費用の一部を助成
32	更生訓練費	法律	32	32	0	○	○	○		—	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に厚生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。
33	居宅介護事業	法律	474,365	474,365	0	○	○	○		—	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行う。
34	行動援護事業	法律	25,073	25,073	0	○	○	○		—	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介助等を行う。
35	短期入所事業	法律	57,549	57,549	0	○	○	○		—	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行う。
36	療養介護事業	法律	270,265	270,265	0	○	○	○		—	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う。
37	生活介護事業	法律	676,556	676,556	0	○	○	○		—	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活の支援、創作的活動または生産活動等の機会を行う。

令和元年度 障害福祉課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
38	施設入所事業	法律	283,967	283,967	0	○	○	○		—	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う。
39	就労移行支援事業	法律	48,159	48,159	0	○	○	○		—	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。
40	就労継続支援A型事業	法律	206,012	206,012	0	○	○	○		—	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行う。
41	就労継続支援B型事業	法律	789,753	789,753	0	○	○	○		—	通所の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供および生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
42	共同生活援助事業	法律	220,870	220,870	0	○	○	○		—	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う。
43	自立支援医療事業	法律	367,678	367,678	0	○	○	○		—	更生医療(身体障がい者・児で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる方) 育成医療(身体に障がい、放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童)への一部医療費助成
44	補装具事業	法律	64,870	64,870	0	○	○	○		—	障がいの状態からみて、補装具の貸与又は購入、修理を支給
45	自立訓練事業	法律	84,792	84,792	0	○	○	○		—	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため機能回復や生活能力を向上するための支援や相談支援等を行う。
46	重度訪問介護事業	法律	149,701	149,701	0	○	○	○		—	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行う。
47	同行援護事業	法律	29,583	29,583	0	○	○	○		—	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行う。
48	地域相談支援事業	法律	3,405	3,405	0	○	○	○		—	精神障がい者に対する住居の確保等及び居宅において単身生活をする障がい者に対する連絡体制の確保、緊急の事態等における相談を行う。
49	計画相談支援事業	法律	54,083	54,083	0	○	○	○		—	障がい者の心身の状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行なわれた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。
50	高額障害福祉サービス等事業	法律	2,815	2,815	0	○	○	○		—	同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合など、生態の負担を軽減するために、世帯の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合のサービス利用料の返金
51	自立生活援助事業	法律	366	366	0	○	○	○		—	施設等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行う。
52	就労定着支援事業	法律	1,152	1,152	0	○	○	○		—	一般就労した障がい者に就労の継続を図るための支援を行う。
53	障害者虐待防止事業	法律	184	0	184				○	—	障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な擁護者に対する支援を行う。
54	共生社会形成事務	条例	1,327	0	1,327				○	—	障がいのある人に対する差別をなくすため、市民及び事業者の障がいに対する理解を深めるとともに、合理的配慮を行う。
55	スポーツ活動支援事業	条例	175	175	0	○	○	○		—	身体障がい者の積極的な社会参加を図るため、卓球バレー教室を行う。

令和元年度 障害福祉課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
56	イベント運営等事業	条例	997	997	0	○	○	○		—	湯にば～さるファッションショー開催経費
57	児童発達支援事業	法律	75,584	75,584	0	○	○	○		—	未就学の障がい児に対し、施設において日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行う。
58	居宅訪問型児童発達支援事業	法律	204	204	0	○	○	○		—	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行う。
59	放課後等デイサービス事業	法律	336,588	336,588	0	○	○	○		—	就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇時に生活能力向上のために必要な訓練を行う。
60	保育所等訪問事業	法律	1,053	1,053	0	○	○	○		—	保育所などに通う障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適応するために専門的支援を行う。
61	障害児相談支援事業	法律	12,582	12,582	0	○	○	○		—	障がい児が通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う。
62	高額障害児通所事業	法律	635	635	0	○	○	○		—	同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合など、生態の負担を軽減するために、世帯の利用者負担額の合計が基準額を超えた場合のサービス利用料の返金
計			4,943,003	4,888,878	54,125						

令和元年度 子育て支援課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
1	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	要綱	2,276	2,276	0	○	○	○		△	保護者が疾病等の社会的な事由で一時的に養育・保護を必要とする児童等を児童養護施設等において養育・保護を行う。児童の年齢や所得に応じて利用料の負担あり。
2	要保護児童対策事業	法律要綱	8,070	7,840	230	○		○		—	地域における児童虐待の防止と虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援のため、別府市要保護児対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、支援を行う。子育て支援相談室を設置し児童虐待通告対応及び支援、相談に対する適切な指導等を行う。
3	児童手当支給事務	法律	1,571,702	1,568,565	3,137	○	○	○		○	児童手当法に基づき、児童を養育する支給対象者に児童手当の支給をする。 支給対象:日本に居住している者が、中学校修了(15歳到達最初の3月末)までの児童を養育している者(ただし、国家公務員及び地方公務員を除く。)
4	児童扶養手当支給事務	法律	733,228	723,219	10,009	○		○		○	児童扶養手当法第33条による委任事務。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条による委任事務。 児童扶養手当の目的…父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。 特別児童扶養手当の目的…精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し(略)これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
5	おおいた子育てほっとクーポン活用事業	要綱	13,136	10,500	2,636		○	○		—	当該年度中に出生した子どもを持つ全世帯に、下記対象サービスを利用できる「おおいた子育てほっとクーポン」を配布し、事業目的の達成を図る。 ※対象サービス ①一時預かり ②病児・病後児保育 ③ファミリー・サポート・センター ④インフルエンザ予防接種
6	子どもの居場所づくり事業	要綱	400	400	0		○	○		—	食事の提供と学習支援等を行う子どもの居場所の新規開設に要する経費及び機能強化に要する経費の一部に対する補助を行うもの。
7	母子生活支援施設措置事業	規則	18,720	18,720	0	○	○	○		○	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護する。
8	助産施設事業	規則	1,710	1,710	0	○	○	○		○	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合においてその妊産婦から申込があったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。
9	母子生活支援施設措置事務	—	172	0	172			○		—	No.7~No.8の事業を行うための旅費、役務費
10	自立支援給付事業	要綱	14,427	9,850	4,577	○	○	○		○	母子・父子家庭(配偶者のない家庭で現に児童(20歳に満たない者)を扶養している者)及び寡婦(寡夫)に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導等を行う。
11	ひとり親家庭医療助成事業	条例	102,152	99,094	3,058		○	○		○	市内在住者で、18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親及び、ひとり親家庭の親に監護されている児童、父母のない児童(18歳の誕生日の年度末まで。(所得制限あり))に対し、医療保険各法の規定による一部負担金を助成する。
12	子ども医療助成事業	条例	226,648	219,638	7,010		○	○		—	子どもの疾病の早期治療を促進するため、未就学時の通院、入院及び小中学生の入院に要する経費の助成を行い、児童保健の向上を図る。
13	児童健全育成事務	—	4,456	0	4,456			○		—	児童が健やかに生まれ育つための環境づくりとして、民間児童館事業や放課後児童クラブ活動等を支援します。 ・「別府市子ども・子育て支援事業計画」の第2期支援事業計画を策定します。 No.14~No.17の事業を行うための事務費

令和元年度 子育て支援課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要	
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他			
14	児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)	法律 条例	279,344	279,344	0	○	○	○		—	市内に設置されている放課後児童クラブに対し、活動事業委託料を支払います。	
15	民間児童館事業	法律	9,123	9,123	0				○	—	市内1箇所に設置されている民間児童館(光の園児童館)に対し、事業運営の委託料を支払います。	
16	子育て支援携帯サイト運営事業	—	262	262	0				○	—	子育て支援サイト「わくわく 別府っ子」は、保健、医療、福祉、教育などの情報を掲載した「べっぷ子育てガイドブック」の子育て支援携帯サイト版として配信するサービスです。「べっぷ子育てガイドブック」の子育て支援携帯サイト版は、QRコード(携帯サイトのアドレス)を携帯電話で読み取って、べっぷ子育てガイドブックの情報を得ることができます。その情報の中に、情報の配信を希望される方については、ご自分のアドレス、及びパスワード等を登録することによって、各種検診や予防接種等の情報をタイムリーに受信できるようになります。	
17	放課後児童クラブ保護者負担金補助事業	要綱	6,543	6,543	0		○	○		△	放課後児童クラブを利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者負担金の一部を助成します。	
18	認可外保育施設助成事業	要綱	3,938	3,938	0	△	○	○		—	別府市に所在する認可外保育施設の安全かつ健全な保育環境の確保及び保育内容の充実を図ることにより同保育施設に入所している、保育を必要とする乳幼児を心身ともに健やかに育成することを目的としています。 ・市内に設置されている認可外保育施設に対し助成金を支給し、保育支援を行います。	
19	民間児童福祉施設助成事業	要綱	6,000	6,000	0	○			○	—	待機児童解消のための保育所創設や老朽改築による保育環境整備などの民間保育所の施設整備に要する経費について、予算の範囲内で保育所に対し補助金を交付することにより、保育環境の充実を図ります。 ・(整備予定:防犯対策の強化に係る整備4施設)	
20	子育て世帯住宅改修助成事業	要綱	1,500	1,500	0		○	○		—	三世帯同居による子育て及び世代間支援を図るため、三世帯同居のための改修工事を行う住宅の所有者等に対し、助成を行います。 ・三世帯同居のための改修工事を行う住宅(2戸分)について、助成を行います。	
21	保育所入所事務	—	2,168	0	2,168				○	○	—	保護者が労働に従事したり、あるいは疾病に罹っているなどにより、家庭において保育することができない児童を、保護者の申請を受けて、保育所等への入所を実施します。 No.22～No.23の事業を行うための事務費 ※経費区分のその他は、督促手数料等
22	保育所入所事業	法律 条例	3,102,302	3,102,302	0	○	○	○	○	△	・市内民間保育園(27園)及び認定こども園(3園)、管外保育園及び認定こども園、幼稚園(施設型給付)に対して、運営費を負担します。 ※経費区分のその他は、保育料等	
23	保育補助者雇上強化事業	要綱	64,235	64,235	0	△	○	○		—	保育所等における保育士の業務負担を軽減し、その離職を防止し、もって保育に係る人材の確保を目的として、新たに保育補助者の雇上げを行う認可保育所等に補助金を交付するもの。(間接補助)	
24	地域子育て支援センター事業	法律	35,305	35,305	0	○	○	○		—	民間による地域子育て支援拠点事業、障害児保育事業などの特別保育事業に要する経費を一部負担することにより福祉サービスの向上を図ります。 ・市内3箇所に設置されている地域子育て支援センター(風のまち、すくすくルームふたば、にじのひろば)に対し委託料を支払います。	
25	病児保育事業	法律	16,468	16,468	0	○	○	○		—	・病児保育を実施している施設(病児保育室クローバー)に対し委託料を支払います。	
26	障害児保育事業補助事業	要綱	7,843	7,843	0				○	—	・障害児(特別児童扶養手当受給者)保育を促進し処遇の向上を図るため、保育士を加配するための補助金を支給します。(交付税措置)	

令和元年度 子育て支援課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
27	障害児保育促進対策事業補助事業	要綱	2,500	2,500	0			○		—	・上記障害児保育事業の対象外となる障害児の保育を推進するため、当該障害児を受け入れている保育所等に補助することにより障害児の処遇の向上を図ります。
28	延長保育事業補助事業	法律要綱	31,557	31,557	0	○	○	○		—	・平日時間外の延長保育を実施している私立保育園等に対し補助金(加算分)を支給します。
29	一時保育促進事業補助事業	法律要綱	16,932	16,932	0	○	○	○		—	一時預かり事業とは、保護者の短期の勤務や、けがや病気等の緊急な理由により家庭で保育できなくなったとき、また育児疲れを解消したいときなどに、一時的に保育所(園)に預けられる事業です。 別府市に住所を有する方で保育(所)園・幼稚園等に入所していないおおむね6ヶ月～就学前の児童を対象としています。 ただし、里帰り出産等により別府市に住所を有する祖父母と一時的に同居する場合で、出産のための入院時等にはご利用できます。
30	市立保育所の保育事業	法律条例規則	37,826	0	37,826		○	○	○	△	家庭の保護者に代わって一般家庭と同様の保育をすることを目的とし、基本的な習慣や態度を養い児童の心身の健全な発達を図ります。 ※経費区分のその他は、延長保育等負担金、保育料など
31	市立保育所施設維持管理事業	法律条例規則	10,921	0	10,921			○	○	—	市立保育所の効率的・衛生的な保育運営を行うため、施設の維持管理のための修繕・保守点検委託等を行います。 ※経費区分のその他は、保育料
32	児童館施設管理事業	法律条例規則	8,891	0	8,891			○	○	—	児童健全育成のため効率的・衛生的な施設運営を行うため、施設の維持管理のための修繕・保守点検委託等を行います。 ※経費区分のその他は、児童館使用料
33	児童館活動事業	法律条例規則要綱	3,554	0	3,554			○		—	児童に健全な遊びを指導する中で、社会性や自主性を身につけ、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助成を図ります。
34	子育て支援センター事業	法律要綱	6,071	0	6,071	○	○	○		—	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを援助するため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等の事業を行います。 また、子育て中の家庭を応援するために育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となりファミリー・サポート・センターが仲介して子育てを地域で相互援助する「ファミリー・サポート・センター」事業を実施します。
計			6,350,380	6,245,664	104,716						

令和元年度 高齢者福祉課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
1	災害時避難行動要支援者事業	—	332	0	332			○		—	災害時避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿作成にあわせて、関係者の協力を得て要支援者ひとりひとりの個別計画を策定する。 ※当初予算額には通信運搬費のみ計上している。事業に携わる非常勤職員の人件費が別途職員課予算に計上されている。
2	豊の国ねんりんピック参加事業	—	482	0	482			○		—	高齢者の自立と交流、参加と創造を基本理念として開催される豊の国ねんりんピックに多くの方の参加を促し、高齢者相互及び世代間、地域間交流を通じて、高齢者の生きがい・健康づくりを促進をしている。
3	老人福祉施設措置事業	規則	365,766	365,571	195			○	○	○	65歳以上の高齢者で、身体、精神又は環境上の理由、及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者に対して養護老人ホームへの措置を行う。
4	老人憩の家管理運営事業	条例	591	0	591			○		—	高齢者が健康で明るい生活を送るため、老人憩の家「友楽荘」において教養向上等の場を提供することで高齢者福祉の推進を図る。 ※H31年度末をもって閉館予定
5	緊急通報システム設置・運営事業	要綱	16,448	16,448	0			○		○	ひとり暮らし高齢者等の緊急時における通報手段として緊急通報用電話機アダプタを設置することにより、ひとり暮らし高齢者等の日常の安心及び安全の確保を図ることを目的とする。緊急通報用電話機アダプタは3種類あり、そのうち1種類を選択し設置する。機器は簡単な操作で緊急時の通報を行うことが可能である。
6	緊急対応型ショートステイ事業	要綱	735	735	0			○		—	虐待、放置、徘徊等緊急事態のため、一時的に保護が必要となった高齢者を特別養護老人ホームで預かることにより、高齢者およびその家族の福祉の向上と家庭生活の安定を図る
7	生活改善支援事業	要綱	148	148	0			○		○	在宅高齢者のうち身体が虚弱や認知症などが原因で、自分で部屋を片付けることが困難となり、生活環境がごみであふれ、衛生的で健康的な生活ができなくなっている者について、5万円以内で清掃・不用品の処分等を行う。
8	在宅寝たきり高齢者介護者見舞金支給事業	要綱	2,100	2,100	0			○		—	在宅において寝たきり高齢者を常時介護している者に対し、在宅寝たきり高齢者介護者見舞金を年額3万円支給することにより、介護者の労をねぎらうとともに福祉の増進を図る。
9	在宅支援事務	—	63	0	63			○		—	No.6～9までの事業を行うための消耗品費と通信運搬費
10	地区敬老行事支援事業	要綱	30,891	29,392	1,499			○		—	「敬老の日」「老人の日」を中心に各町内で実施される敬老行事に対して交付金を交付したり、各年齢の該当者には記念品を贈ったりなどして祝福する。
11	敬老祝金支給事業	条例	64,985	64,300	685			○		—	高齢者に敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的として、満70・75・80・90歳の節目年齢を迎える方に1万円、100歳の方に10万円の敬老祝い金を支給している。
12	家具転倒防止器具取付事業	要綱	375	375	0			○		—	家具転倒防止器具をタンス、食器棚等に取り付けることにより、重度障害者世帯、高齢者世帯等に属する者の生命及び財産を地震災害から守ることを目的としている。器具の取り付けは1対象世帯に対し3個以内とする。
13	高齢者住宅改造助成事業	要綱	4,400	4,400	0		○	○		○	介護を要する在宅高齢者の属する世帯が、住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造するのに要する経費を助成する。1対象世帯に対し補助対象工事費の3分の2を助成する。助成金額は上限40万円とする。介護保険の要介護認定において要支援、要介護と認定された在宅高齢者がいる世帯は、上限26万6千円とする。

令和元年度 高齢者福祉課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
14	高齢者世帯リフォーム支援事業	要綱	1,200	1,200	0		○	○		○	高齢者の暮らしの安全確保を図るために、バリアフリー改修工事を行う者に対し、その改修工事に要する経費を助成する。1対象世帯に対し補助対象工事費の20%を助成し、上限30万円とする。
15	高齢者受託改造等事務	—	8	0	8				○	—	No.13～15までの事業を行うための通信運搬費
16	福祉バス研修事業	—	5,000	5,000	0				○	—	高齢者のより充実した生活の実現に向けて、高齢者の生きがいと健康づくりの指標となることを趣旨とする研修の実施を行うことを目指している。
17	別府市老人クラブ連合会活動費補助金	要綱	2,467	2,467	0	○	○	○		—	高齢者の知識と経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、クラブ会員の増加や老人クラブ活動の支援を行っている。
18	別府市老人クラブ連合会事業費補助金	要綱	960	960	0	○	○	○		—	高齢者の知識と経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、クラブ会員の増加や老人クラブ活動の支援を行っている。
19	別府市単位老人クラブ補助金	要綱	3,765	3,765	0	○	○	○		—	高齢者の知識と経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、クラブ会員の増加や老人クラブ活動の支援を行っている。
20	別府市老人クラブ連合会事業費貸付金	要綱	2,400	2,400	0				○	—	高齢者の知識と経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、クラブ会員の増加や老人クラブ活動の支援を行っている。
21	老人クラブ育成事務費	—	75	0	75				○	—	No.17～21までの事業を行うための通信運搬費
22	ゲートボール場維持管理等事業	条例	7,021	0	7,021				○	—	高齢者の健康づくりと親睦交流を目的として使用されるゲートボール場の維持管理を行う。 ※うち6,606千円は、野口原ゲートボール場北側上屋テント改修工事のため(H31年度のみ)
23	社会福祉法人利用者負担軽減助成事業	要綱	1,034	1,034	0	○	○	○		—	介護保険サービスを行う社会福祉法人等が低所得者で生計が困難な方に対して、利用者負担を軽減する(対象サービス利用者負担、食費・居住費について100分の25、生活保護受給者等については居住費の全額)
24	介護人材確保・育成支援事業	—	1,535	1,488	47				○	—	①「福祉・介護」訪問授業事業 介護福祉士の養成校に委託し、市内の中学校に本事業の趣旨と概要を知らせ、協力いただける学校を募り、養成校の先生が、各学校を訪問し、授業を行う。 ②介護職員現任者研修事業 介護福祉士の養成校に委託し、介護職に携わっている方を対象に、介護の知識と技術の両面をもった研修を土曜の午前中に4日間行う。
25	ひとまもり・おでかけ支援事業	要綱	28,438	20,228	8,210				○	—	市内に居住する高齢者の社会参加の促進に資するため、バス回数乗車券の購入費の一部を助成する。(H31年度は、購入上限を1人10冊とし、額面2,000円分の回数乗車券を1,000円で販売)
26	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築事業	—	5,553	5,553	0	○	○	○		—	認知症、知的障害、精神障害により判断能力が不十分な方が成年後見制度を適切に利用できるしくみづくりを進めるとともに、後方支援にあたる市民後見人を養成し権利擁護の推進を図る。
27	老人福祉事務	—	140	0	140				○	—	通常業務に必要なコピー代や用紙等の費用

令和元年度 高齢者福祉課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
28	介護保険施設等整備費補助金	要綱	228,532	228,532	0	○	○			—	別府市第7期老人福祉計画・第7期介護保険事業計画において整備目標を掲げている施設を整備するときに、補助金を支給する。
29	高齢者福祉システム番号制度対応業務	—	472	0	472				○	—	高齢者福祉システムを番号制度に対応させるためのシステム改修費
30	障害者特別対策事業	要綱	56	55	1		○	○		—	65歳到前の1年間に、障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として定率負担額が0円で利用していた者が、65歳になり介護保険のホームヘルプサービスに係る利用者負担を0%とする制度。ただし、非課税世帯に限る。
31	高齢者いきいき健康づくり75	—	0	0	0					—	75歳以上の市民に対し、べっぷアリーナ及びあすべっぷのトレーニング室を無料で利用できる券を交付する。
32	高齢者優待入浴券交付事業	要綱	299	0	299				○	—	70歳の誕生日を迎えられた市民に対し、市内10カ所の市営温泉を年間180回利用できる優待入浴券を交付する。 ※当初予算額には交付事務に携わる臨時職員賃金のみ計上している。H31年度交付に使用している用紙の印刷製本費はH30年度に87千円計上していた。
計			776,271	756,151	20,120						

令和元年度 健康づくり推進課 事業一覧

(予算額 単位:千円)

No.	事業名	根拠法令等	令和元年度当初予算額(千円)			経費区分				所得制限	事業概要
			(A)+(B)	事業費(A)	事務費(B)	国	県	市	その他		
1	不妊治療費助成事業	要綱	6,619	6,619	0			○		—	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。
2	骨髄移植ドナー等支援事業	要綱	210	210	0		○	○		—	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は抹消血幹細胞の提供を行った者及びドナーを雇用している事業所に対し、別府市骨髄移植ドナー等支援事業助成金を交付することにより、骨髄等の提供に係る経済的負担の軽減を図ります。
3	緊急医療事業	—	48,787	48,787	0		○	○	○	—	・休日の救急患者の医療を確保するため在宅当番医制による休日初期救急医療、及び入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため病院輪番制による第二次救急医療等を実施 ・休日等の歯科診療及び心身障害者に対する歯科診療を実施
4	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	要綱	171	171	0		○	○		○	児童福祉法による施策及び障害者自立支援法による施策の対象とならない方で、在宅療養している小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具給付の支援事業を行います。
5	予防接種事業	法等	264,794	263,118	1,676			○		○	疾病の発生及び蔓延の防止のため定期及び任意予防接種事業を実施
6	母子健康相談・教育事業	法等	5,073	4,763	310	○	○	○		—	育児支援のため、こどもの発達相談会や巡回相談会を開催します。また、希望する妊婦に対し、小児科医による保健指導を受ける機会を提供します。
7	母子健康診査事業	法等	104,420	101,378	3,042			○		—	妊婦・乳幼児健診及び小4・中2健康チェックに加え、妊婦歯科健診を実施します。
8	未熟児養育医療助成事業	法等	8,195	8,178	17	○	○	○		○	身体の発達が未熟なまま出生した新生児で特別な医療を必要とする場合、医療費の助成を行う。
9	健康診査事業	法等	112,684	110,019	2,665	○	○	○		—	病気の予防及び早期発見、早期治療のため、各種健診を実施します。
10	健康教育・相談等事業	法等	1,065	584	481		○	○		—	生活習慣病の予防・健康増進に関する正しい知識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進を図ります。
11	精神保健事業	法等	740	535	205		○	○		—	予防できる死である自殺対策の実施のために、正しい知識の普及・啓発及び個人の抱える問題の早期解決を図り、更には広く地域住民のメンタルヘルスの充実を推進します。
12	最先端技術を活用した健康増進事業	—	1,331	1,331	0			○		—	住民の加齢、運動不足、生活習慣に起因する疾患等の予防や機能回復改善により自主運動へと導き活動量の増加を図るため、ヘルスケアロボットを活用した健康増進教室を実施します。
13	ノルディック・ウォーク普及事業	—	4,323	3,996	327			○		—	ノルディック・ウォークを健康増進・運動習慣定着のひとつとして推進するとともに、防災や観光分野でも今後の活用の拡大を図ります。
14	生活習慣病予防市民公開講座	—	412	412	0			○		—	疾病の理解と健康意識、そして特定健康診査の受診率の向上を目的に「市民公開講座」を開催いたします。
15	働き盛り世代生活改善プラン事業	—	1,270	1,270	0			○		—	働き盛りの健康無関心層に対し生活習慣の意識改革や改善を図るため、適度な運動、バランスの取れた食事、温泉をセットに日常生活の中で、健康づくりをモデル的に実施・検証します
計			560,094	551,371	8,723						